Ⅱ　平成11年度以降に元請（ＰＦＩ法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ｂ　電気工事

Ⅰ　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

Ⅱ　平成11年度以降に元請（ＰＦＩ法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす電気工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

ｃ　管工事

Ⅰ　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年８月18日文部科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

Ⅱ　平成11年度以降に元請（ＰＦＩ法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす管工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　２(1)３）①アに同じ。

イ　２(1)３）①イに同じ。

ウ　２(1)３）①ウに同じ。

エ　２(1)３）①エに同じ。

オ　平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

ａ　建物用途　公共施設

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階以上かつ地下１階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、各担当分野）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務の工事監理実績が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人京都大学のいずれかにおいて平成27年度に近畿地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成11年度以降に元請（ＰＦＩ法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　公共施設

ｂ　建物規模　延べ面積5,000㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす維持管理業務の維持管理実績が必要となる。

⑤　付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者の資格等要件は問わない。

４）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

５）入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

①　競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において前記１）から３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。